

大雨により被災された方の支援制度一覧



各制度の詳細内容は、秋田市ホームページ(秋田市公式サイト)をご覧ください。

※「支援制度等」欄にある(注1)は災害救助法等が適用された令和5年7月の大雨により被災された方が対象です。  
 ※番号1から6番の市税、保険料等の減免については、後日、市から対象者の方へ郵送により、手続のご案内をいたしますのでお待ちくださいますようお願いいたします。

分野	番号	支援制度等	制度概要	罹災証明書	罹災証明書の基準(数値は損害割合) 「○」:対象、「△」:要件あり、「-」:対象外						問い合わせ先	申請受付 期限等 (令和5年7月、9月 豪雨)	
					床下 浸水	床上浸水							
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満			全壊 50%以上
市税、保 険料の減 免	1	固定資産税の減免	被害のあった土地・家屋・償却資産について被害状況に応じて固定資産税を全部または一部免除します。	不要	-	○	○	○	○	○	○	企画財政部資産税課 電話 018-888-5480 FAX 018-888-5478	受付終了
	2	秋田市国民健康保険税の減免	令和5年度分の国民健康保険税について、申請により、納税義務者等の所有に係る自己の居住用の住宅の損害の割合および世帯の前年合計所得金額に応じた割合を減免します。	必要	-	△	△	△	○	○	○	市民生活部国保年金課 賦課担当 電話 018-888-5632 FAX 018-888-5631	受付終了 ただし、令和5年度以前に遡って国民健康保険に加入するなど、令和5年度分の国民健康保険税が新たに課税された場合は、受け付ける場合もあり。
	3	後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料を減免します。 減免割合 8分の1～10分の10(損害程度、前年合計所得金額による)	必要	-	△	△	△	○	○	○	市民生活部後期高齢医療課 電話 018-888-5638 FAX 018-888-5639	受付終了
	4	介護保険料の減免	65歳以上の罹災者に対し、住宅および家財の価格に対する損害割合で、保険料が減免される場合があります。	必要	-	△	△	△	○	○	○	福祉保健部介護保険課 保険料担当 電話 018-888-5672 FAX 018-888-5673	受付終了
保育料の 減免	5	利用者負担額(保育料)の減免	家屋に30%以上の被害があった場合に、所得金額に応じ、利用者負担額(0～2歳児クラスの保育料)を減免します。	必要	-	-	-	○	○	○	子ども未来部子ども育成課 電話 018-888-5692 FAX 018-888-5693	受付終了	
上下水道 料金等の 減免	6	床上浸水等の被害で復旧するまでの上下水道料金等の減免	震災、風水害その他自然災害により次のような場合には、水道料金等の減免を受けることができます。 ①使用者の住居が半壊以上で市の罹災証明書の交付を受けた場合・・・全額減免(減免期間は状況により異なります。) ②使用者の給水装置が損壊して漏水した場合又は床上浸水等の被害を受けたことについて市の罹災証明書又は被害証明書の交付を受け、復旧のために水道を使用した場合・・・従量料金の減免(被害を受けた日から復旧までの期間の従量料金)	必要	○	○	○	○	○	○	上下水道局お客様センター 電話 018-823-8431 FAX 018-865-3920	受付終了	

※番号7以降の制度に関しては個別の状況により対応が異なるため、各担当課へお問い合わせください。

分野	番号	支援制度等	制度概要	罹災証明書	罹災証明書の基準(数値は損害割合) 「○」:対象、「△」:要件あり、「-」:対象外						問い合わせ先	申請受付 期限等 (令和5年7月、9月 豪雨)	
					床下 浸水	床上浸水							
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満			全壊 50%以上
市税、保 険料の徴 収猶予等	7	市税の徴収猶予制度	災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付することができないと認められるときは、1年以内において徴収を猶予します。	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。						企画財政部納税課 電話 018-888-5481 FAX 018-888-5482 企画財政部特別滞納整理課 電話 018-888-5484 FAX 018-888-5482	受付終了	
	8	国民年金保険料の免除	災害等によって、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請により、国民年金保険料の納付が免除されます。 【申請期間】令和5年6月分から令和7年6月分まで	不要	災害等によって、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請により、国民年金保険料の納付が免除されます。						市民生活部国保年金課 国保年金資格担当 電話 018-888-5633 FAX 018-888-5631	受付中	
	9	秋田市国民健康保険一部負担金の免除等	医療費の支払いが困難な状況であると認められる場合に医療機関窓口で支払う自己負担分を免除(入院のみ)または徴収猶予します。	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。						市民生活部国保年金課 給付担当 電話 018-888-5630 FAX 018-888-5631	受付中	
	10	国民健康保険税の徴収猶予	災害などで、国民健康保険税を一時的に納付できないと認められる場合は、申請に基づき1年以内(1年間の再延長可)の期間に限り、国民健康保険税の納付が猶予される場合があります。	必要	○	○	○	○	○	○	市民生活部国保年金課 収納推進室 収納担当 電話 018-888-5635 FAX 018-888-5631	受付中	
	11	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料を徴収猶予します。	必要	-	△	△	△	○	○	○	市民生活部後期高齢医療課 電話 018-888-5638 FAX 018-888-5639	受付終了
	12	後期高齢者医療一部負担金の免除等	非課税世帯等が災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療一部負担金を徴収猶予・減免します。 減免割合 2分の1~10分の10(損害程度、前年合計所得金額による)	必要	-	△	△	△	○	○	○	市民生活部後期高齢医療課 電話 018-888-5638 FAX 018-888-5639	受付終了
	13	介護保険利用者負担額の減免	罹災者に対し、住宅および家財の価格に対する損害割合で、介護サービスの利用者負担額が減免される場合があります。	必要	-	△	△	△	○	○	○	福祉保健部介護保険課 企画・給付担当 電話 018-888-5674 FAX 018-888-5673	【申請期限】 罹災証明書発行から 6ヶ月以内
14	秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免	罹災者に対し、住宅および家財の価格に対する損害割合で、第一号事業の利用者負担額が減免される場合があります。	必要	-	△	△	△	△	○	○	福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当 電話 018-888-5668 FAX 018-888-5667	【申請期限】 罹災証明書発行から 6ヶ月以内	
下水道負 担金等の 徴収猶予	15	下水道受益者負担金の徴収猶予	現在、当該負担金をお支払い中の方のうち、災害等により受益者が納付することが困難な場合、一定期間、徴収を猶予します。	必要	罹災内容にかかわらず、被災されたすべての方が対象となります。						上下水道局下水道整備課 電話 018-864-1455 FAX 018-864-1456	受付終了	
	16	下水道分担金の徴収猶予	現在、当該分担金をお支払い中の方のうち、災害等により受益者が納付することが困難な場合、一定期間、徴収を猶予します。	必要	罹災内容にかかわらず、被災されたすべての方が対象となります。						上下水道局下水道整備課 電話 018-864-1455 FAX 018-864-1456	受付終了	

分野	番号	支援制度等	制度概要	罹災証明書	罹災証明書の基準(数値は損害割合) 「○」:対象、「△」:要件あり、「-」:対象外						問い合わせ先	申請受付 期限等 (令和5年7月、9月 豪雨)	
					床下 浸水	床上浸水							全壊 50%以上
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満			
住宅等の 修繕・補 修など	17	秋田市住宅リフォーム支援事業	20万円以上(税込)の住宅の災害復旧工事について、工事費の一部を補助します。 【補助額】 工事費の10% 上限5万円	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						都市整備部住宅政策課 電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771	担当課までお問い合わせください。	
	18	住宅の応急修理制度	住宅が一定規模の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、日常生活に必要な不可欠な部分の最小限度の応急修理を秋田市が施工業者に依頼し、修理を行います。 【限度額】 ・半壊以上:70万6千円以内(世帯) ・準半壊:34万3千円以内(世帯)	必要	-	○	○	○	○	△	都市整備部都市総務課 電話 018-888-5772 FAX 018-888-5763	受付終了	
仮住居の 提供	19	秋田県賃貸型応急住宅制度(注1)	自宅に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない世帯に対し、災害救助法に基づき、市が民間賃貸住宅を借り上げて、応急住宅として一時的に提供します。 入居期間 2年以内(延長なし)	必要	-	-	※	※	※	○	都市整備部住宅政策課 (賃貸型応急住宅相談窓口) 電話 018-888-5773 FAX 018-888-5771	受付終了	
	20	市営住宅の一時使用許可(行政財産使用許可)	自宅に被害を受け、居住する住宅がない世帯に対し、市営住宅を一時的に提供します。 入居期間 原則6か月以内	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						都市整備部住宅政策課 電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771	受付終了	
支援金の 支給	21	被災者生活再建支援制度(注1)	災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。 【支給額】 18万7,500円~300万円 ※罹災判定、住宅の再建方法、世帯構成によって異なります。 【申請期間】 ・基礎支援金 令和7年8月13日※災害のあった日から25ヶ月 ・加算支援金 令和8年8月13日※災害のあった日から37ヶ月	必要	-	-	△ 「やむを得ず」解体した場合のみ	○ 住宅再建を行った場合のみ	○	○	福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室 電話 018-888-5661 FAX 018-888-5658	【申請期限】 ・基礎支援金 令和7年 8月13日まで ・加算支援金 令和8年 8月13日まで	

分野	番号	支援制度等	制度概要	罹災証明書	罹災証明書の基準(数値は損害割合) 「○」:対象、「△」:要件あり、「-」:対象外						問い合わせ先	申請受付 期限等 (令和5年7月、9月 豪雨)
					床下 浸水	床上浸水						
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満		
生活資金 の貸付	22	災害援護資金貸付制 度(注1)	災害により世帯主が重傷を負った、または、 住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、 一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立 て直しをするための資金の貸付を行います。 【貸付限度額】 150万円～350万円(被害の種類・程度、所 得要件による) 【貸付条件】 措置期間経過後 年1.5%(連帯保証人あ り の場合は無利子) 償還期間10年(措置期間3年を含む)	必要	-	-	○	○	○	○	福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室 電話 018-888-5661 FAX 018-888-5658	【申請期限】 令和7年 7月31日まで
見舞金等 の支給	23	秋田市災害見舞金	本市の被害調査の結果、住家で床下浸水以 上の被害と判定された方に本市より見舞金を 給付します。 対象となった方へ災害見舞金に関する通知 をお送りしておりますので、通知が届きましたら 速やかにご返送をお願いします。 【災害見舞金の額】 ・全壊又は流失 10万円 ・半壊又は床上浸水 5万円 ・一部損壊又は床下浸水 3万円	不要	住家の全壊、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水した世帯が対象となります。 罹災証明書を申請されていない方は、申立書・口座確認票・災害状況を確認できる 写真を提出してください。判定後、見舞金を給付します。						福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室 電話 018-888-5661 FAX 018-888-5658	担当課までお問い合 わせください。
障がいの ある方へ の支援	24	特別児童扶養手当の 所得制限解除(災害 における特例措置) (注1)	特別児童扶養手当の所得制限を受けている 場合で、住宅・家財等の財産について、おおむ ね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限 を解除するものです。	必要	-	-	-	-	-	○	福祉保健部障がい福祉課 電話 018-888-5663 FAX 018-888-5664	受付終了
	25	障害児福祉手当の所 得制限解除(災害に おける特例措置) (注1)	障害児福祉手当の所得制限を受けている場 合で、住宅・家財等の財産について、おおむね 2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限 を解除するものです。	必要	-	-	-	-	-	○	福祉保健部障がい福祉課 電話 018-888-5663 FAX 018-888-5664	受付終了
	26	特別障害者手当の所 得制限解除(災害に おける特例措置) (注1)	特別障害者手当の所得制限を受けている場 合で、住宅・家財等の財産について、おおむね 2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限 を解除するものです。	必要	-	-	-	-	-	○	福祉保健部障がい福祉課 電話 018-888-5663 FAX 018-888-5664	受付終了
	27	障害福祉サービスお よび障害児通所支援 利用者負担額の減免 (注1)	罹災者に対し、住宅および家財の価格に対 する損害割合で、障害福祉サービス等の利用 者負担額が減免される場合があります。	必要	-	-	-	△	△	△	福祉保健部障がい福祉課 電話 018-888-5663 FAX 018-888-5664	受付終了
	28	自立支援医療(更生・ 育成)、補装具費、肢 体不自由児通所医療 および療養介護医療 の自己負担分の減免 (注1)	罹災者に対し、住宅および家財の価格に対 する損害割合で、自立支援医療(更生・育 成)、補装具費、肢体不自由児通所医療およ び療養介護医療の自己負担分が減免される 場合があります。	必要	-	-	-	△	△	△	福祉保健部障がい福祉課 電話 018-888-5663 FAX 018-888-5664	受付終了

分野	番号	支援制度等	制度概要	罹災証明書	罹災証明書の基準(数値は損害割合) 「○」:対象、「△」:要件あり、「-」:対象外						問い合わせ先	申請受付 期限等 (令和5年7月、9月 豪雨)
					床下 浸水	床上浸水						
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満		
児童・生徒の支援	29	児童扶養手当の所得制限解除(災害における特例措置)	児童扶養手当の所得制限を受けている場合で、住宅・家財等の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を解除するものです。	必要	-	-	-	-	-	○	子ども未来部子ども福祉課 電話 018-888-5690 FAX 018-888-5693	受付終了
	30	児童・生徒への学用品(教科書)の支給(注1)	令和5年7月14日以降の大雨により、被害を受け教科書を失った児童・生徒に対して教科書を支給します。	必要	-	-	○	○	○	○	教育委員会学事課 電話 018-888-5806	受付終了
ごみの処分	31	一般廃棄物処理手数料減免	一般家庭の住居部分で浸水により発生した災害ごみおよび漂着物をごみ処理手数料を減免します。	不要	罹災内容にかかわらず、自ら搬入する一般家庭の住居部分で浸水により発生した災害ごみおよび漂着物のごみ処理手数料が対象となります。						環境部総合環境センター 電話 018-839-4816 FAX 018-839-2236	受付中(現時点では申請受付期限なし)
家屋の消毒	32	床上浸水家屋消毒作業、消毒液の配布および消毒用噴霧器の貸出し	・床上浸水した家屋のうち希望する世帯を対象に、専門業者による消毒作業を実施しています。また、清掃時に使用する消毒液を、保健所、各市民サービスセンター、駅前サービスセンターで配布しています。 ・町内会の共有施設等を対象に消毒用噴霧器の貸出しおよび消毒薬の配布を各市民サービスセンターで行っています。	不要	罹災内容にかかわらず、被災されたすべての方が対象となります。 ※専門業者による消毒作業は床上浸水が対象です。 ※消毒用噴霧器の貸出しは町内会の共有施設が対象です。						保健所 健康管理課 018-827-5250 衛生検査課 018-883-1181	受付終了
衛生害虫の対応	33	衛生害虫(ハエ、蚊)の対応	町内会の共有施設等を対象に衛生害虫(ハエ、蚊)の対応を行っています。	不要	罹災内容にかかわらず、町内会の共有施設等が対象となります。						保健所 衛生検査課 018-883-1181	受付終了
中小企業への支援	34	秋田市中小企業融資あっせん制度 産業活力創造資金 緊急経営支援資金枠	市内の中小企業者向けの融資制度です。 限度額:3,000万円 年利率:1.90% (セーフティネット保証4号利用で1.70%) ※金融機関等による審査があります。 制度の詳細については、担当課までお問い合わせください。	原則必要 (セーフティネット保証4号認定で代替可能)	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						産業振興部商工貿易振興課 電話 018-888-5728 FAX 018-888-5727	担当課までお問い合わせください。
	35	秋田市被災中小企業者等再建支援事業費補助金	市内に事業所を有しており、秋田県が実施する「被災事業者再建支援事業費補助金」の交付決定を受けた方に、施設や設備の修繕費等を補助します。 補助率:県補助金交付決定額の1/2以内 限度額:25万円	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						産業振興部商工貿易振興課 電話 018-888-5728 FAX 018-888-5727	受付終了
	36	秋田市被災中小企業者等事業継続支援金	市内に大雨による被害を受けた事業所を有し、かつ年間25万円以上の物価高騰等の影響を受けている方の事業継続を支援します。 大雨による被害を受けた1事業所につき、25万円	必要	罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						産業振興部商工貿易振興課 電話 018-888-5728 FAX 018-888-5727	受付終了